



やらまいか

例会日：毎週火曜日 12:30 例会場：豊川商工会議所
 会長：井指光基 幹事：山城康司 SAA：笠原盛泰 会報委員長：小野喜明
 事務局：豊川市豊川町辺通4-4 豊川商工会議所会館内 TEL0533-86-2535 Fax0533-86-8889
 ホームページ <http://toyokawahoi.tank.jp> Email hoire@sala.or.jp

本年度9回 通算第1035回 平成19年9月4日(火) 晴

ゲスト 名古屋地方裁判所 刑事第2部部総括裁判官 伊藤 納さん
 同 事務局総務課広報係長 鈴木英和さん
 ビジター (なし)
 出席報告 森下武治副委員長

| 会員総数 | 計算会員数 | 本日の出席者数 | 本日の出席率 | 8/21 修正出席率 |
|------|-------|---------|--------|------------|
| 57名 | 50名 | 34名 | 62% | 82% |

司会進行 大島嗣雄SAA

★会長の挨拶及び報告 井指光基会長



こんにちは。今日は、裁判官の伊藤さんにお越し頂いています。豊川市のご出身で、現在は昨年長久手の事件を担当されているとのこと。私は裁判所に2回ほど行った事があります。それはですね、昔は車で違反をしますと家庭裁判所で反則金を言われるのです。若い頃に、豊橋の家庭裁判所へ行き裁判官の前で「はい、わかりました」と返事をした覚えがあります。今日はこの後、伊藤裁判官さんより裁判員制度のお話を伺えるとのこと、どうぞよろしくお祈りします。

★幹事報告 山城康司幹事

例会臨時変更のお知らせ：渥美RC
 ガバナー補佐訪問例会について
 新潟中越沖地震の義援金の報告について

★委員会報告

ゴルフ同好会 (太田同好会幹事)
 第2回コンペ開催について
 堀田卓嗣会員 (豊川ビジョンリサーチ)
 豊川市長選の公開討論会について

★外部講師の卓話

◎講師のご紹介 堀田卓嗣会員

本日の講師の名古屋地方裁判所の伊藤納さんについてご紹介させていただきます。伊藤さんは豊川市のご出身です。昭和28年生まれで、豊川西部中学校、時習館高校、東京大学法学部をご卒業されました。大学4年生の昭和50年10月に司法試験に合格されています。ということで、高校と大学と私の先輩になります。その後、昭和54年に東京地方裁判所の判事補、昭和56年に最高裁の刑事局付、昭和60年に旭川地方裁判所の判事補、平成元年に東京地方裁判所の判事、平成7年に最高裁刑事局第2課長、平成16年に名古屋高裁の判事、現在は名古屋地方裁判所の刑事第2部部総括裁判官をされています。

実は、豊川ビジョンリサーチで今年の4月に、やはり裁判員制度についてのお話を伊藤さんより頂きました。伊藤さんは、裁判員制度について皆さんにご理解を頂きたいということで広く活動されていまして、今回の卓話を依頼したところ快諾頂きました。今日は、皆さんの会社にも関係してくることが今後考えられますので、勉強をして頂ければいいかと思っております。では、宜しくお願いします。

◎「裁判員制度について」

名古屋地方裁判所

刑事第2部部総括裁判官 伊藤 納氏

ご紹介頂きました名古屋地方裁判所の裁判官としております伊藤納と申します。部総括裁判官という紹介がありました。ひらたく言えば、刑事部に6部あり、そのうちの1つの部の裁判長をやっております。ながながと経歴をご紹介頂きましたが、基本的に刑事事件を担当しています。旭川に勤務している時に民事を担当しましたが、あとは刑事事件を担当です。ずっと刑事事件を担当してきて、この裁判員制度という新しい制度をつくることにたまたま携わりましたが、有難いことと思っております。出身は豊川市ですので、豊川市で何かあれば私に来ますと言っています。今日この後もウィズ豊川である会合にも出ますし、12月9日にこの会場をお借りして裁判所主催でフォーラムを行なうことになっていまして、これも私に来ることになっています。少なくとも豊川周辺の方々には、良く理解をして頂きたいと思っております。今日は、ロータリークラブの例会にお招き頂いたと言う事で、前にも名古屋のロータリークラブで色々とお話をしたことがあります。このように鐘やシンボルがしっかりしているところでお話をします。私もこのように法服を着てお話をさせていただきます。この黒いのは何色にも染まらない、影響を受けないということから世界的に裁判官は黒いものを着る事になっています。

貴重な時間をお借りして裁判員制度についてお話をします。一般的に紹介はされていますが、まず我々が裁判員制度に何を期待しているかについてお話をし、本日は企業の経営者が多いということなので、従業員の方を快く出して欲しいというお話をしたいと思



ます。

まず、一般的な話ですが、裁判員制度は国民の有権者から無作為に選んだ6人の裁判員が3人の裁判官とともに刑事裁判の法廷に並んで、審理をじっくりと聞いて、最後に評議をして判決をするという制度です。

なぜこんな制度ができたのかと皆さん考えると思いますが、もともと刑事裁判はうまくいっていただけないかといわれています。政府の司法制度改革審議会が法案のもとになる議論を数年間やってきて、この制度のもとができました。そこでの刑事裁判の現状についての評価も、基本的に日本の裁判はしっかりとやってきているという評価を頂きました。だめだからこの制度をはじめるとは、私たちも思っていない。ただ、いろいろと言われてもきました。例えば、何年も掛かってやっと結論が出る事件があるのではないかと非常にわかりにくい。言葉もわからないし、手続きもわかりにくい。新聞報道などでも事件が起こり犯人が捕まって裁判が始まったという報道を見るが、その後ずっとなくて、最後にこんな判決になったという報道がされる。検察官が求刑したことは報道されますが、その間にどのような審理が行われ、どのような問題点が審理の対象になったのか、証人、証拠物、証拠書類などわからないままで報道が済んでしまうことが多い。そのような意味でブラックボックスになっていることはないだろうか。遅い、わかりにくい、結論はちゃんとやっているけど、それでいいのだろうか。これは、大きな流れとして、わが国では最近、政治改革、行政改革、経済の改革がありました。考え方としては規制緩和、明確なルールの設定と自己責任の原則、それによって自由に規制緩和をしてトラブルは事後的にチェックをするという国の形がイメージされました。そうすると自己責任の社会で、基本的に自由にやって下さいとなるのですが、そのためには、しっかりしたルールがないといけない訳です。そういう意味で司法部の裁判所がしっかりドーンと構えて、国民の中に信頼がないと自由なことも出来ないということになると思います。それで色んな分野の改革の最後に、司法制度改革が議論されまして、このような形になってきました。民事訴訟での改革、行政訴訟での改革、裁判の分野でもいろいろありますから、他の改革と並行して議論されました。ご存知なところでは、法曹養成制度に

についても改革されまして、新しい司法試験制度とか法科大学院の制度とか導入されて、これはすでに動き始めています。法曹人数を増やさないといけない。先ほどの話に繋がりますが、自己責任でやっていくとトラブルも増えるかもしれない、今まで明るみに出なかったことも法律的に解決をしていかないといけないという流れから、法律家を増やさないといけないというふうになってきています。その流れで、刑事司法にももっと説明責任とか情報公開、あるいは専門家だけに任せておいて良いのかという発想から、国民の司法参加、司法の本来的作用にも国民が直接に参加する制度が必要ではないかという議論がされたわけです。

外国を見て直ぐに思い浮かぶのが、陪審制度ですね。アメリカやイギリスなどが採っている制度です。陪審制度も研究してきました。私自身もアメリカの制度とカナダの制度を実際に行って見て来ました。陪審制度は歴史的に定着してきている点ではそれなりの制度なのですが、日本に直接持ってくるわけにはいかない制度であると私の個人的な結論を持っています。12人の陪審員が法廷が終わった直後に12人だけで密室で議論して有罪か無罪か結論を出す。どのような理由か言わなくても済んでしまう。ですから研究者によっては、本当にわかって議論してくれたのだろうか、と疑う研究もあります。そのような意味で陪審制度はどうかと思います。

では、他にはないのかといいますと、ヨーロッパでは参審制度がありまして、3人の裁判官と4人の参審員と一緒に有罪か無罪かの議論をして、有罪である場合には刑も決めるということです。これの方が馴染みやすいのではないかと議論がされました。ただ問題は、例えばドイツだと4年間も参審員を固定してほしいし、選任過程は無作為ではなく、色んな団体から推薦され選ばれた人がなりますので、国民の直接の意見を聞くという意味からすると、本来の国民の意見が反映されないということになります。

裁判員制度は、いろんな制度を参考にした上で決められました。ひとつの事件に、国民の中から無作為に選ばれた人に、その事件のためだけに来てもらうという意味と、裁判官とともに議論して結論を出して、理由も今までと同じように書いた判決書にするということです。参審制度と陪審制度の良いところを

持ってきた。ただなかなか難しいところもあるということで、他の国の研究者も注目しているところです。我々法律家は、うまくいくために、色んなことを研究しあっているところでもあります。一番の目標というのは、犯罪事実があったかどうか、ということで証拠を調べてこの事実があったかどうかという作業は、これは法律家の目というよりも、むしろ一般市民の目で我々自身も見ているんですね。この証拠があったら充分と言って良いかどうか。一般人が社会的活動をするなかで、必ず作業としては行っていることだと思います。経営のことは分かりませんが、次にどのようにすべきなのかという時に、必ず議論しなければなりません。リスクのある選択をするかという時には、これで充分かどうかという判断をしていると思います。そのように蓄積された判断を、この裁判に生かして頂きたいと思います。裁判のルールというものがあって、法廷で調べた証拠しか判断をしてはいけないといったルールはありますが、基本的に人を処罰する前提の事実があった場合に何が必要かを考えることは、一般市民に共通したものがあろうと思います。それを評議の場で十分に生かして頂き、議論して安定した結論を出す。裁判官は、いろいろと勉強していますが、基本的に法律の勉強をしてきた自信はあっても、社会経験からいうとかなり限られているかもしれません。同じような教育を受けて、同じようなキャリアを積んできたことに対して、全然違った業種の人たち、違った社会経験を経た人たちが、事件に対して意見を言って頂けると裁判官も、その方向から考えてみようと思うし、かりに同じ結論になっても、ちょっと違った目で見てもやっぱりそうだとということになれば、判断がより確実なものになると思うのです。そういう意味で、より納得のいく裁判、より血の通った裁判にもなると思います。我々は仕事としてやっている、同じような事件が頭に残るんです。似ている事件だと、似ている事件と同じようにという正義の中身だと思いますが、あまり不公平があってはならないと思います。でも見逃してはいけない特別な事情もありますので、それを初めてみる目で見たとときに、見えてくるものがあると思います。それに沿った判断が出来れば、より人間味のある判断ができるのではないかと思います。そのような意味でも、裁判員制度に非常に期待をしていま

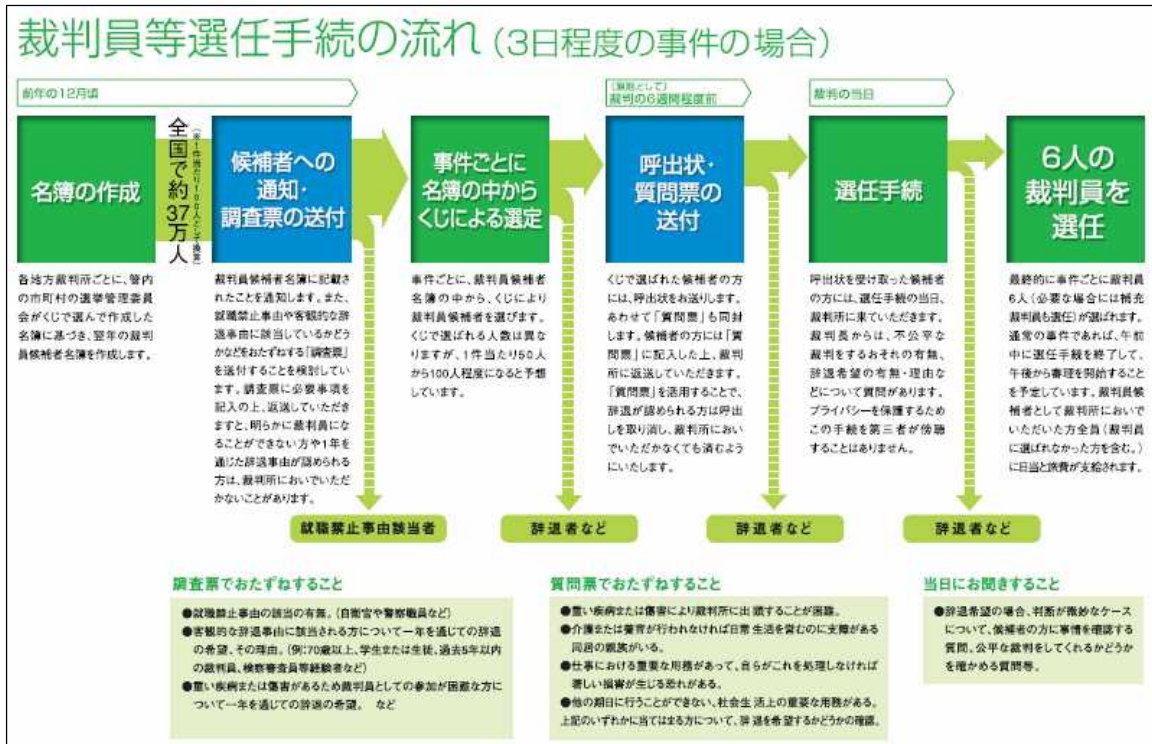
す。素朴なアイデア、素朴な発言が出てくるように裁判をしたいと思っています。

国民にある程度負担をして頂きながらも良い制度にするということで、法曹三者の裁判官と検察官と弁護士会は、いろいろと研究しています。新しい制度で「公判前整理手続」が出来まして、先ほど会長さんが言われた長久手の事件は、まだ公判は開いていないのですが、今までの裁判だと、まず第1回期日を開いて、第2回、第3回、第4回と詰めたとしても月に2回のペースで期日を入れていました。新しい制度では、公判を開く前に、まず三者が集まって、この事件をどう立証していくか、弁護人としても被告人の立場からどう防御していくのか、何を問題にしていくのか三者がやりあって、骨格を決めて、この証人とこの証人は必要だとか、何期日で何時間必要かということを決めて予定を立てて、最後まで見通した期日まで決めるという制度で、三者それぞれが問題を考えて、はやく定着させていこうと考えています。これを定着させて、裁判員制度もこれに乗せる形で運営していこうと思っています。

次に、裁判員の選任手続きについてお話をさせていただきます。本日の資料として配布しているパンフレットですが、選任手続きについて特集しています。選任手続きについて流れが図解されています。

裁判員制度をうまくやるには、公平な裁判員をしっかりと確保しなければならないとい

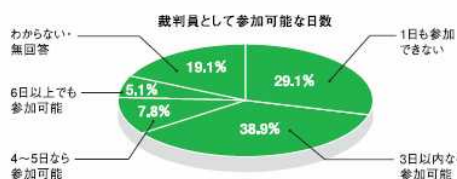
うこととなります。まず12月ごろに次の年の裁判員候補者の名簿を作成します。事件数から考えて全国で約37万人になります。この数は事件数にもよりますので毎年変わります。次に名簿が出来た時に名簿に載りましたと一人一人に通知をします。通知とともに調査票を送ります。お尋ねすることはパンフレットにも書かれておりますが、就職禁止事由というものが法律で定められております。例えば自衛官や警察官は、常時職務についてもらわないといけないということから裁判員にはなることができません。そして法律家もそうです。学生や70歳以上の方が辞退を希望するかなども調査します。次に事件ごとに、その名簿の中からくじで裁判員候補者を選定して選定された方には呼出状が送付され、それとともに質問票も一緒に同封されます。質問事項はパンフレットに書かれています。その質問票のやりとりなどで、重要な事項があって裁判所に行けなかった場合には理由を聞き、法律の辞退事由にあたるかどうかを裁判所が判断します。このような手続きをするのは、やはり公平ということと、負担を出来るだけ少なくすることです。それから裁判員制度の趣旨が一般国民の直接の声を聞くということで、出来る限り広い方々から出てきて頂くことを原則としているからです。辞退事由は法律で決まったものしか認めませんということになっています。もし選ばれたら国民の義務と思って、それに応じていただきたいと思



出て行くだけで済む方もありますし、実際に選ばれる場合もあります。選任手続きをするという当日に、呼出状を受け取った人は、裁判所に出て行って頂き、そこで当日用の質問票に記載して、そのあとに裁判官3人と検察官と弁護士と面接をします。最終的に残った人の中からくじで6人が選ばれます。事件によって長引く場合には、補充裁判員とってさらに最大6人の合計12人が選ばれますが、めったにはありません。

国民みなさんの参加可能日数についての意識。

裁判員として連続して裁判に参加する場合の参加可能日数をおたずねしたところ、審理期間3日以内の事件については5日以上の方が参加可能という回答結果となりました。



国民みなさんの参加困難な理由として。

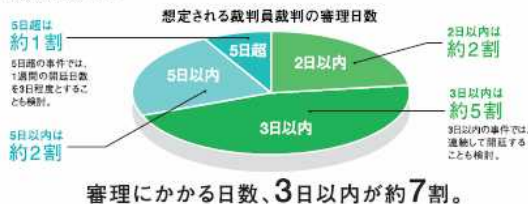
裁判員として参加できない具体的な理由として、もっとも多く挙げられたのは「仕事等(学業・家事を含む)の重要な用事がある」となりました。

◎参加できない場合の理由



裁判員として参加する裁判の審理日数。

裁判員に選ばれた方の負担を軽減するために、審理の日数ができるだけ短くなるよう、さまざまな工夫や努力を行っています。たとえば、裁判における争点を事前に明確にしたり、できるだけ速断して裁判を行うなど、迅速な裁判を心がけます。



審理にかかる日数、3日以内が約7割。

裁判に参加しやすくするための環境整備。

お勤めの方が裁判員として裁判に参加しやすくなるためにすべきことは、もっとも優先して行うべきことは、企業経営者や幹部の間に制度の理解を広めることと考えられています。

◎国民(サラリーマン)が裁判員として参加しやすくするために実施すべき環境整備



審理日数としては、7割が3日以内で終わっています。国民の参加可能日数は3日以内と答えています。環境整備についても参加困難

な理由の多いものは、仕事と答える方が多かったです。そういう意味で日程調整をいろいろとやって、経営者や幹部に理解があって、休暇制度があれば3日程度ならやっても良いと思っている人が増えています。

裁判員制度のQ&Aで「仕事が忙しいという理由で辞退は認められますか？」ということですが、読み上げますと「裁判員制度は、広く国民の皆さんに参加してもらうことで初めて成り立つ制度です。辞退事由は、①広く国民に参加してもらうという要請と、②国民の負担が過重になることを避ける要請とのバランスに配慮して定められます。仕事に関連する辞退事由として、法律は「その従事する事業における重要な用務であって自らがこれを処理しなければ当該事業に著しい損害が生じるおそれがあるものである」と定めています。(裁判員法16条7号ハ)。個々のケースで辞退が認められるかについては、裁判員候補者から具体的な事情をお聞きした上で、各裁判所が判断します。」と書かれています。当該事業に著しい損害を生じるとありますが、この著しいというのがこれから問題になってくると思います。私たちは、このような判断は初めてなのです。今までは犯罪があったかどうかという判断なのですが、この社会生活上の重要な業務で著しい損害があるかどうか、的確に判断をしないと、国民にあまりにも無理なことを言ってしまっただけではいけないし、あまりにも簡単に認めて、時間に余裕のある人ばかり集まったのでは裁判員制度がうまくいきません。みんなが少し負担を我慢しあって実現する制度だと思っています。私達も、その判断のさじ加減をうまくやっていかないといけないと思っています。そのためにも、このような機会に、よく実情をお聞きしてこれからの判断に役立てていきたいと思っています。今日はどうもありがとうございました。

裁判員制度に関するホームページ

<http://www.saibanin.courts.go.jp/>

★ニコニコボックス

◎その他

福井信明さん 先週のお車代を頂きました

会報担当者：小野喜明会員

このウィークリーは再生紙を使用しています。